

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の内容

- (1) 第9条の2（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）に規定する子の定義の範囲に第16条の3第1項（子育て部分休暇）を追加する改正を行う。（第9条の2第1項及び第2項）
- (2) 任命権者は、職員が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認する旨を定める。（第16条の3第1項）
- (3) 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。（第16条の3第2項）

2 新旧対照表

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年三月文京区条例第四号）

改正後（案）	現行
第一条から第九条まで（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第九条の二 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項、<u> </u>次条第一項及び	第一条から第九条まで（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第九条の二 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項<u>並びに</u>次条第一項及び

第三項並びに<u>第十六条の三第一項</u>において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 第3項 (略) 第九条の三から第十六条の二まで (略) <u>(子育て部分休暇)</u> <u>第十六条の三 任命権者は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。))が満六歳に達する日の翌日以後の最初の四月一日から満十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある当該職員の子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。</u> <u>2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。</u> 第十七条から第十九条まで (略) <u>付 則</u> <u>この条例は、令和七年四月一日から施行する。</u>	第三項_____において同じ。)のある職員(職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))で当該子の親であるものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 第3項 (略) 第九条の三から第十六条の二まで (略) <u>(新設)</u> 第十七条から第十九条まで (略) <u>(新設)</u>
---	---